

2023年12月5日

各 位

株 式 会 社 プ ロ ル ー ト 丸 光
保 全 管 理 人 弁 護 士 山 本 幸 治

強制執行にかかる包括的禁止命令に関するお知らせ

2023年12月5日付けで大阪裁判所より強制執行にかかる包括的禁止命令が発令され、会社更生法第26条第1項の規定に基づく通知が発せられましたので、その旨お知らせいたします。

同命令により、当社に対する強制執行に着手することは禁止され、既に着手済みの強制執行の手続は全て中止することとなりますので、併せてお伝えいたします。

以上

添付資料

令和5年12月5日付け包括的禁止命令通知書

令和5年12月5日

更生債権者 各位
更生担保権者 各位
公租公課庁 各位

大阪地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 芝 裕 史



包括的禁止命令通知書

開始前会社株式会社プロルート丸光（大阪市中央区北久宝寺町二丁目1番3号）に対する当庁令和5年（ミ）第1号会社更生事件について、令和5年12月5日、下記のとおり定められましたので通知します。

記

開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条1項2号に規定する強制執行等及び同条2項に規定する国税滞納処分をしてはならない。

以 上